

慣行の取扱いについて

平成17年3月2日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
<p>(1) 市章，市民憲章，市の花・木・鳥，名誉市町民制度，表彰制度については，新市において新たに制定するものとする。</p> <p>ただし，合併前の名誉市町民については，新市においても従来と同等の処遇に配慮するものとする。</p> <p>(2) 都市宣言及び市の歌については，新市において検討するものとする。</p>

平成17年3月2日確認

参 考 (現 況 等)		
笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
<p>1 市章 (1) 制定年月日 昭和33年8月1日 (2) 図案 笠間城を中心として中央市街地は盆地を形成し、当時周辺に12の村があり、あたかも菅笠の如き形をしている所から市章も、これを形どり「カサマ」を図案化し円満な市政とその発展を表した。昭和13年5月1日公募(海老沢謙一氏考案)による。</p>	<p>1 町章 (1) 制定年月日 昭和32年12月17日 (2) 図案 友部町の「友」をデザインしたもので、丸い形は町内の平和を表し、3つの突き出しは町の発展を表している。</p>	<p>1 町章 (1) 制定年月日 昭和34年3月18日 (2) 図案 「イワマ」を図案化したものであり、円形及び上下の突起によって、円満なる町政とその発展を表し、中の「ワ」で町民の和を象徴したものである。</p>
		

参 考 (現 況 等)

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
<p>3 市の花・木・鳥 (1) 花 きく (菊) 高貴な印象を与える菊は、広く市民に定着し、笠間の菊祭りはあまりにも有名である。 (2) 木 かしわ (柏) 落葉樹で秋には褐色の枯葉となるが、葉は明春新芽が吹き出るまで、その芽を守るかのように枝についており、家々では後継者が一人前に育つまで、親は健在であるとの縁起で、古来から各家庭に親しまれている。 (3) 鳥 めじろ (目白) 市内の山野に多数生息し、その姿、声が美しいため多くの市民に親しまれている。 (4) 制定年月日 昭和52年5月10日 (5) 制定経過等 自然愛護意識の定着とその責務の自覚を高めるため市民ひとりひとりが郷土の緑を守り、花を愛し、野鳥に親しみ、自然とのふれあいを深めることによって、心身ともに健全で潤いのある人間性を営む目的として制定。</p>	<p>3 町の花・木・鳥 (1) 花 きく (2) 木 もくせい (3) 鳥 うぐいす (4) 制定年月日 昭和55年11月7日 (5) 制定経過等 町村合併25周年記念行事の一環として「より明るく住みよいまちづくりを推進する会」が、町民からの応募を中心に審議し決定。</p>	<p>3 町の花・木・鳥 (1) 花 すずらん (2) 木 さくら (3) 鳥 なし (4) 制定年月日 昭和54年11月18日 (5) 制定経過等 町村合併25周年記念行事の一環として制定</p>

参 考 (現 況 等)

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
<p>4 名誉市民制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠間市名誉市民条例 (昭和39年条例第22号) <p>5 表彰制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠間市市民栄誉賞条例 (平成16年条例第19号) ・笠間市市民栄誉賞条例施行規則 (平成16年規則第20号) ・笠間市表彰条例 (平成16年条例第20号) ・笠間市表彰条例施行規則 (平成16年規則第21号) 	<p>4 名誉町民制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 友部町名誉町民条例 (昭和50年条例第430号) 友部町名誉町民条例施行規則 (昭和53年規則第5号) 友部町名誉町民等の慶事及び弔辞に関する規則 (平成5年規則第16号) <p>5 表彰制度</p>	<p>4 名誉町民制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩間町名誉町民条例 (昭和38年条例第17号) <p>5 表彰制度</p>

参 考 (現 況 等)

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
<p>6 都市宣言</p> <p>交通安全都市宣言 【昭和 37 年 3 月 23 日】</p> <p>防犯モデル都市宣言 【昭和 39 年 8 月 3 日】</p> <p>人権擁護都市宣言 【昭和 52 年 3 月 10 日】</p> <p>青色申告の都市宣言 【昭和 54 年 3 月 19 日】</p> <p>ゆとり宣言 【平成 3 年 3 月 20 日】</p> <p>核兵器廃絶平和都市宣言【平成 3 年 3 月 20 日】</p> <p>環境宣言 【平成 4 年 12 月 17 日】</p> <p>暴力追放に関する宣言【平成 5 年 6 月 23 日】</p> <p>モラル都市宣言 【平成 12 年 12 月 19 日】</p> <p>7 市の歌</p>	<p>6 都市宣言</p> <p>交通安全都市宣言 【昭和 56 年 3 月 18 日】</p> <p>人権擁護都市宣言 【昭和 57 年 3 月 17 日】</p> <p>「青色申告の町」宣言 【昭和 57 年 10 月 8 日】</p> <p>ゆとり宣言 【平成 2 年 12 月 17 日】</p> <p>非核平和都市宣言 【昭和 60 年 12 月 20 日】</p> <p>暴走族追放に関する決議 【昭和 55 年 9 月 29 日】</p> <p>福祉の町宣言 【昭和 56 年 9 月 26 日】</p> <p>7 町の歌</p> <p>(1) 歌名等</p> <p>友部町民の歌</p> <p>作詩 かたみ喜一 補作詩 磯部たけを</p> <p>作曲 岡田佳久</p> <p>友部音頭</p> <p>作詩 佐藤民江 補作詩 磯部たけを</p> <p>作曲 岡田佳久</p> <p>(2) 制定年月日 昭和 5 5 年 1 1 月 7 日</p> <p>(3) 制定経過等</p> <p>友部町になお一層明るい希望とたくましい生活への意欲を高め、郷土愛の育つ歌をつくり、町民が希望に燃えるときも、苦難に耐えるときもその心を鼓舞し、ささえる故郷の歌をつくるため、町民から作品を募集し「友部町民の歌、ともべ音頭制定委員会」が審査し制定。</p>	<p>6 都市宣言</p> <p>交通安全都市宣言</p> <p>「青色申告の町」宣言</p> <p>「暴走族追放の町」宣言</p> <p>「健康の郷岩間」宣言【平成 16 年 12 月 21 日】</p> <p>7 町の歌</p>

参 考 (現 況 等)

7 先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 定 内 容
平成17年2月1日	城里町 (23,007人)	常北町 桂村 七会村	(1)「町村章」、「花・木・鳥」及び「町村民憲章」については、合併後新たに制定する。 (2)「宣言」については、合併後に新たに宣言する。 (3)「表彰(特別功労・功労・一般・善行賞表彰)」については、合併後新たに制定する。 (4)「名誉町村民顕彰」については、合併後に新たに制定し、現行の名誉町村民は新町へ承継する。
平成17年3月22日	坂東市 (58,673人)	岩井市 猿島町	市章、市民憲章、市の花・木・鳥、市の宣言については、新市において定めるものとする。 表彰制度については、新市において制定するものとする。ただし、旧市町の名誉市町民については、当該称号及び待遇を新市に引き継ぐものとする。
	稲敷市 (51,284人)	江戸崎町 新利根町 桜川村 東町	(1)市章については、新市発足までに4市町で構成する検討機関を設けて決定し、合併時に定める。 (2)市民憲章、市の花・木・鳥については、新市発足後に検討機関を設けて決定し、定める。 (3)宣言については、新市において、新たに定める。
平成17年3月28日	筑西市 (116,120人)	下館市 関城町 明野町 協和町	市章については、合併時までに公募し、合併協議会においてあらかじめ決定するものとする。 市の花・木については、新市において定めるものとする。 市民憲章については、新市において定めるものとする。 宣言については、新市において定めるものとする。 表彰については、新市において新たな制度を創設するものとする。 名誉市民表彰については、新市において新たな制度を創設するものとする。ただし、4市町の名誉市(町)民については、新市に引き継ぐものとする。